

令和7年12月大竹市議会定例会（第5回）議案（その3）の概要

議案番号	件名	内容	提案説明者
1 議案 第94号	大竹市旅費条例の制定について (総務部総務課)	<p>1 制定の理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことなどを踏まえ、職員に支給する宿泊費について宿泊費基準額を定めた上での実費支給とするなど、必要な改正を行うため、大竹市旅費条例の全部を改正しようとするもの。 併せて、当該条例の規定の例により旅費に相当する額を支給している関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 内容 [第1条] 目的 [第2条] 用語の定義 [第3条] 旅費の支給対象となる職員、遺族及び旅行業務提供者へ旅費の支給 [第4条] 旅行命令等 [第5条] 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従うことができない場合の旅行 [第6条] 旅費の種類 [第7条] 旅費の計算 [第8条から第17条まで] 旅費の種類である鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費 [第18条] 市内出張の旅費 [第19条] 旅費の請求 [第20条] 退職者等の旅費 [第21条] 旅費の支給額の上限 [第22条] 旅費の調整 [第23条] 遺族の旅費 [第24条] 外国旅行の旅費 [第25条] 旅費の返納 [第26条] 規則への委任 [別表]特別職及び一般職の職員の宿泊費基準額</p> <p>3 附則 (第1項)施行期日 令和8年4月1日 (第2項・第3項)条例の改正に伴う経過措置について規定 (第4項～第6項)関係条例の一部改正 大竹市固定資産評価審査委員会条例 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>	総務部長

議案番号	件名	内容	提案説明者
2 議案 第 95 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 国家公務員の給与の改定に伴い、本市の一般職の職員及び会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料月額を引き上げるため、また、本市の一般職の職員、会計年度任用職員及び企業職員の各種手当支給要件等を変更するため、関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1条関係 <ul style="list-style-type: none"> ア 令和7年12月期の支給月数の変更 (一般職) <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前 1.25 月分 ⇒ 改正後 1.275 月分 ・勤勉手当 改正前 1.05 月分 ⇒ 改正後 1.075 月分 (再任用短時間勤務職員) ・期末手当 改正前 0.70 月分 ⇒ 改正後 0.725 月分 ・勤勉手当 改正前 0.50 月分 ⇒ 改正後 0.525 月分 イ 一般職給料表の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・給料月額 平均改定率 3.3% (2) 第2条関係 <ul style="list-style-type: none"> ア 令和8年6月期以降の支給月数の変更 (一般職) <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 改正前 1.275 月分 ⇒ 改正後 1.2625 月分 ・勤勉手当 改正前 1.075 月分 ⇒ 改正後 1.0625 月分 (再任用短時間勤務職員) ・期末手当 改正前 0.725 月分 ⇒ 改正後 0.7125 月分 ・勤勉手当 改正前 0.525 月分 ⇒ 改正後 0.5125 月分 イ 通勤手当の改正 <ul style="list-style-type: none"> 通勤のために駐車場を利用し、その額を負担する場合、5,000 円を上限として支給できるよう規定 ウ 宿日直手当の上限額の改正 <ul style="list-style-type: none"> ①4,400 円 ⇒ 4,700 円 (②以外の勤務) ②5,500 円 ⇒ 5,800 円 (12月 29～1月 3 日の勤務) ③6,600 円 ⇒ 7,050 円 (通常勤務の 1/2 に相当する日において退庁時から引き続いて勤務の場合) (3) 第3条関係 <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員給料表を一般職給料表に合わせて改定 (4) 第4条関係 <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員の地域手当及び地域手当相当の報酬を支給するための規定 (5) 第5条関係 <ul style="list-style-type: none"> 企業職員について、一般職の職員及び会計年度任用職員と同様に手当を支給するための規定の整理 <p>3 附則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第1項関係 (施行期日) 公布の日。ただし、2(2)、(4)、(5)の規定は令和8年4月1日から、2(3)の規定は令和8年1月1日から施行。 	総務部長

議案 番号	件名	内容	提案 説明者
		<p>(2) 第2項関係 2(1)アの規定は令和7年12月1日に、2(1)イの規定は令和7年4月1日に遡って適用</p> <p>(3) 第3項関係 市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、2(3)の給料表に関する改正規定を令和7年4月1日に遡って適用</p> <p>(4) 第4項関係 市町村職員共済組合に加入している会計年度任用職員について、期末手当及び勤勉手当を令和7年12月1日に遡って適用</p> <p>(5) 第5項関係 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行日において、経過措置を受けている職員の令和7年度中の措置について規定</p> <p>(6) 第6項及び第7項関係 この条例の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定</p>	

議案番号	件名	内容	提案説明者																																																																																												
3 議案 第 96 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由</p> <p>最低賃金の上昇及び国家公務員の給与改定を鑑み、非常勤特別職の報酬について人事院勧告による給与改定率と同水準の改定を行うとともに、大竹市旅費条例を改正しようとすることを踏まえ、一般職の職員に準じて必要な改正するため、また、改正前の大竹市旅費条例に規定していた実費弁償に関する規定を本条例に規定するため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 特別職の職員で非常勤の報酬の額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給種別</th> <th>改正前報酬額</th> <th>改正後報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額</td> <td>50,900 円</td> <td>52,300 円</td> </tr> <tr> <td>議会議員の中から選任された監査委員</td> <td>〃</td> <td>32,400 円</td> <td>33,300 円</td> </tr> <tr> <td>識見を有する者の中から選任された監査委員</td> <td>〃</td> <td>60,700 円</td> <td>62,400 円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員長</td> <td>〃</td> <td>18,000 円</td> <td>18,500 円</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会委員</td> <td>〃</td> <td>14,400 円</td> <td>14,800 円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会会长</td> <td>〃</td> <td>38,000 円</td> <td>39,100 円</td> </tr> <tr> <td>農業委員会委員</td> <td>〃</td> <td>26,700 円</td> <td>27,400 円</td> </tr> <tr> <td>農地利用最適化推進委員</td> <td>〃</td> <td>26,700 円</td> <td>27,400 円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員長</td> <td>日額</td> <td>8,700 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>公平委員会委員</td> <td>〃</td> <td>7,700 円</td> <td>7,900 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会会长</td> <td>〃</td> <td>8,200 円</td> <td>8,400 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険運営協議会委員</td> <td>〃</td> <td>7,700 円</td> <td>7,900 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員長</td> <td>〃</td> <td>8,700 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td>〃</td> <td>7,700 円</td> <td>7,900 円</td> </tr> <tr> <td>介護認定審査会委員</td> <td>〃</td> <td>14,000 円</td> <td>14,400 円</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分認定審査会委員</td> <td>〃</td> <td>14,000 円</td> <td>14,400 円</td> </tr> <tr> <td>予防接種健康被害調査委員会委員</td> <td>〃</td> <td>14,000 円</td> <td>14,400 円</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人指導監査員</td> <td>〃</td> <td>20,400 円</td> <td>20,900 円</td> </tr> <tr> <td>災害弔慰金等支給審査会委員</td> <td>〃</td> <td>14,000 円</td> <td>14,400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の表以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前報酬額</th> <th>改正後報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日額の場合</td> <td>7,200 円</td> <td>7,400 円</td> </tr> <tr> <td>月額の場合</td> <td>350,000 円</td> <td>360,000 円</td> </tr> <tr> <td>年額の場合</td> <td>230,000 円</td> <td>236,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 実費弁償の支給の規定を追加</p> <p>3 附則</p> <p>(第1項) 施行期日 令和8年4月1日</p> <p>(第2項) 条例の改正に伴う経過措置について規定</p> <p>(第3項) 大竹市上下水道料金審議会条例の一部改正</p>	区分	支給種別	改正前報酬額	改正後報酬額	教育委員会委員	月額	50,900 円	52,300 円	議会議員の中から選任された監査委員	〃	32,400 円	33,300 円	識見を有する者の中から選任された監査委員	〃	60,700 円	62,400 円	選挙管理委員会委員長	〃	18,000 円	18,500 円	選挙管理委員会委員	〃	14,400 円	14,800 円	農業委員会会长	〃	38,000 円	39,100 円	農業委員会委員	〃	26,700 円	27,400 円	農地利用最適化推進委員	〃	26,700 円	27,400 円	公平委員会委員長	日額	8,700 円	8,900 円	公平委員会委員	〃	7,700 円	7,900 円	国民健康保険運営協議会会长	〃	8,200 円	8,400 円	国民健康保険運営協議会委員	〃	7,700 円	7,900 円	固定資産評価審査委員会委員長	〃	8,700 円	8,900 円	固定資産評価審査委員会委員	〃	7,700 円	7,900 円	介護認定審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円	障害支援区分認定審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円	予防接種健康被害調査委員会委員	〃	14,000 円	14,400 円	社会福祉法人指導監査員	〃	20,400 円	20,900 円	災害弔慰金等支給審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円	区分	改正前報酬額	改正後報酬額	日額の場合	7,200 円	7,400 円	月額の場合	350,000 円	360,000 円	年額の場合	230,000 円	236,000 円	総務部長
区分	支給種別	改正前報酬額	改正後報酬額																																																																																												
教育委員会委員	月額	50,900 円	52,300 円																																																																																												
議会議員の中から選任された監査委員	〃	32,400 円	33,300 円																																																																																												
識見を有する者の中から選任された監査委員	〃	60,700 円	62,400 円																																																																																												
選挙管理委員会委員長	〃	18,000 円	18,500 円																																																																																												
選挙管理委員会委員	〃	14,400 円	14,800 円																																																																																												
農業委員会会长	〃	38,000 円	39,100 円																																																																																												
農業委員会委員	〃	26,700 円	27,400 円																																																																																												
農地利用最適化推進委員	〃	26,700 円	27,400 円																																																																																												
公平委員会委員長	日額	8,700 円	8,900 円																																																																																												
公平委員会委員	〃	7,700 円	7,900 円																																																																																												
国民健康保険運営協議会会长	〃	8,200 円	8,400 円																																																																																												
国民健康保険運営協議会委員	〃	7,700 円	7,900 円																																																																																												
固定資産評価審査委員会委員長	〃	8,700 円	8,900 円																																																																																												
固定資産評価審査委員会委員	〃	7,700 円	7,900 円																																																																																												
介護認定審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円																																																																																												
障害支援区分認定審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円																																																																																												
予防接種健康被害調査委員会委員	〃	14,000 円	14,400 円																																																																																												
社会福祉法人指導監査員	〃	20,400 円	20,900 円																																																																																												
災害弔慰金等支給審査会委員	〃	14,000 円	14,400 円																																																																																												
区分	改正前報酬額	改正後報酬額																																																																																													
日額の場合	7,200 円	7,400 円																																																																																													
月額の場合	350,000 円	360,000 円																																																																																													
年額の場合	230,000 円	236,000 円																																																																																													

	議案番号	件名	内容	提案説明者
4	議案第97号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正を踏まえ、議会の議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、大竹市特別職報酬等審議会の答申により議会の議員の報酬月額を引き上げるため、また、改正後の大竹市旅費条例の支給の例により費用弁償を支給できるよう、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 第1条関係 期末手当 令和7年12月期の支給月数の変更 改正前2.3月分 ⇒ 改正後2.35月分 (2) 第2条関係 ア 議員報酬 ・議長 改正前473,000円 ⇒ 改正後478,000円 ・副議長 改正前422,000円 ⇒ 改正後427,000円 ・議員 改正前370,000円 ⇒ 改正後375,000円 イ 期末手当 ・令和8年6月期以降の支給月数の変更 改正前2.35月分 ⇒ 改正後2.325月分 ウ 費用弁償 大竹市旅費条例の支給の例により費用弁償を支給するよう規定を改正 3 施行期日等 公布の日。ただし、2(1)の規定は、令和7年12月1日に遡って適用。2(2)の規定は、令和8年4月1日から施行。</p>	市長
5	議案第98号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について (総務部総務課)	<p>1 改正の理由 本市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の改正を踏まえ、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を引き上げるため、また、大竹市特別職報酬等審議会の答申により給料月額を引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 第1条関係 令和7年12月期の支給月数の変更 期末手当 改正前2.3月分 ⇒ 改正後2.35月分 (2) 第2条関係 ア 給料月額 ・市長 改正前860,000円 ⇒ 改正後870,000円 ・副市長 改正前700,000円 ⇒ 改正後708,000円 ・教育長 改正前620,000円 ⇒ 改正後627,000円 イ 期末手当 ・令和8年6月期以降の支給月数の変更 改正前2.35月分 ⇒ 改正後2.325月分 3 施行期日等 公布の日。ただし、2(1)の規定は、令和7年12月1日に遡って適用。2(2)の規定は、令和8年4月1日から施行。</p>	市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者																						
6	議案第99号	令和7年度大竹市一般会計補正予算（第7号） (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <table> <tr> <td>○補正予算額</td> <td>455,654千円</td> </tr> <tr> <td>○予算総額</td> <td>21,051,809千円</td> </tr> </table> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税 116,088千円 ・物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金 68,000千円 ・物価高対応子育て応援手当支給事務費国庫補助金 2,500千円 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 204,616千円 ・財政調整基金繰入金 50,877千円 ・前年度繰越金 13,573千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬等 346千円 ・人事管理事務（特別職・一般職人件費等） 71,531千円 ・会計年度任用職員人件費等 27,316千円 ・国民健康保険特別会計歳入補填事務 11,756千円 ・後期高齢者医療特別会計歳入補填事務 1,363千円 ・介護保険特別会計歳入補填事務 3,776千円 ・物価高対応子育て応援手当支給事業 70,500千円 ・商工振興事業（クーポン券発行事業） 269,066千円 <p>2 繰越明許費の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>事業名</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 民生費</td><td>2 児童福祉費</td><td>物価高対応子育て応援手当支給事業</td><td>205千円</td></tr> <tr> <td>7 商工費</td><td>1 商工費</td><td>クーポン券発行事業</td><td>257,794千円</td></tr> </tbody> </table> <p>3 債務負担行為の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>期間</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かきへい死に係るかき養殖経営安定緊急対策資金に関する利子補給</td><td>令和8年度から令和17年度まで</td><td>融資額に対する各年度の償還利子額</td></tr> </tbody> </table>	○補正予算額	455,654千円	○予算総額	21,051,809千円	款	項	事業名	金額	3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	205千円	7 商工費	1 商工費	クーポン券発行事業	257,794千円	事項	期間	限度額	かきへい死に係るかき養殖経営安定緊急対策資金に関する利子補給	令和8年度から令和17年度まで	融資額に対する各年度の償還利子額	副市長
○補正予算額	455,654千円																									
○予算総額	21,051,809千円																									
款	項	事業名	金額																							
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	205千円																							
7 商工費	1 商工費	クーポン券発行事業	257,794千円																							
事項	期間	限度額																								
かきへい死に係るかき養殖経営安定緊急対策資金に関する利子補給	令和8年度から令和17年度まで	融資額に対する各年度の償還利子額																								
7	議案第100号	令和7年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <table> <tr> <td>○補正予算額</td> <td>11,756千円</td> </tr> <tr> <td>○予算総額</td> <td>3,290,129千円</td> </tr> </table> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計繰入金 11,756千円 ・人事管理事務（一般職人件費） 10,700千円 ・会計年度任用職員人件費 1,056千円 	○補正予算額	11,756千円	○予算総額	3,290,129千円	副市長																		
○補正予算額	11,756千円																									
○予算総額	3,290,129千円																									

△	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	議案第101号	令和7年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 1, 931千円</p> <p>○予算総額 79, 768千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき地使用料 1, 200千円 ・野積場使用料 731千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理事務（一般職人件費） 1, 570千円 ・会計年度任用職員人件費 361千円 	副市長
9	議案第102号	令和7年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 3, 776千円</p> <p>○予算総額 3, 038, 235千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計繰入金 3, 776千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理事務（一般職人件費） 2, 458千円 ・会計年度任用職員人件費 1, 318千円 	副市長
10	議案第103号	令和7年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (総務部企画財政課)	<p>1 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 1, 363千円</p> <p>○予算総額 636, 564千円</p> <p>【補正予算の内容】</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計繰入金 1, 363千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理事務（一般職人件費） 1, 160千円 ・会計年度任用職員人件費 203千円 	副市長
11	議案第104号	令和7年度大竹市水道事業会計補正予算(第3号) (上下水道局業務課)	<p>1 予算補正の内容</p> <p>(1) 給与改定等に伴う人件費の補正</p> <p>『収益的支出の補正』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出 ・補正予算額： 5, 200千円 ・予算総額： 634, 000千円 <p>『資本的支出の補正』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出 ・補正予算額： △4, 900千円 ・予算総額： 504, 315千円 	上下水道局長
12	議案第105号	令和7年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第2号) (上下水道局業務課)	<p>1 予算補正の内容</p> <p>(1) 給与改定等に伴う人件費の補正</p> <p>『収益的支出の補正』</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出 ・補正予算額： 450千円 ・予算総額： 498, 615千円 	上下水道局長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第106号	令和7年度大竹市下水道事業会計補正予算（第3号） (上下水道局業務課)	<p>1 予算補正の内容</p> <p>(1) 紙与改定等に伴う人件費の補正 《収益的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額： 400千円 ・予算総額：1, 160, 943千円</p> <p>《資本的支出の補正》 ○支出 ・補正予算額： 500千円</p> <p>(2) 大竹処理区(白石合流幹線)管渠改築更新設計業務の予算補正 《資本的収入及び支出の補正》 ○収入 ・補正予算額： 11, 000千円 ・予算総額：1, 040, 369千円</p> <p>○支出 ・補正予算額： 11, 000千円 ・予算総額：1, 091, 644千円</p> <p>※ (1)含む。</p> <p>《企業債の補正》 ○公共下水道事業 ・補正額： 11, 000千円 ・限度額：383, 105千円</p>	上下水道局長